働き方改革推進支援助成金 不交付·不支給の状況(R2年度)

不交付の理由

支給要領において助成対象経費から除くものと定めた、経費の削減および不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善に係る費用であった

通常の事業活動に伴う経費であった

勤務間インターバル制度が既に導入済みであった

労基法第39条第7項(年次有給休暇の時季指定)が整備されていなかった

提出された複数の見積書の価格が一般販売価格に比べて高額であった

見積り条件の有効期限経過を修正テープで抹消し、有効と偽装した見積書を提出した

複数の見積書を提出せず、また金額が適正な水準であることが確認できる資料の提出がなかった

不支給の理由

機器を導入した事業者以外の者に改善事業の経費が支払われていた

事業実施期間中に改善事業主が所有者になっていなかった

申請事業主以外の者が改善事業の経費を支払っていた

改善事業の経費が全額支払われていなかった(未払金)

交付決定を受けていなかった(不交付決定の者)

事業実施計画変更申請を行わず、事業に要する経費が増額していた

事業実施計画変更申請を行わず、機器を変更していた

労働協約または就業規則が事業実施期間に必要な手続きを経て施行されていなかった

事業実施期間に機器の導入(発注・納品・支払)が行われていなかった

令和2年度の注意事項

改善事業に係る経費について、請求額から振込手数料を差し引いて支払いを行った事業主のうち、 計算誤り等により振込手数料以上の金額を請求額から差し引いて支払ったことによる未払い金額 が生じ、事業経費の全額が支払われていないとして不支給になる事案が発生しています。

交付申請時に金融機関登録を行っていますが、記載された内容に誤りがあり、支払い時に振込不能となる事案が発生しています。

【振込不能となった原因】

・支店統廃合による支店番号変更 ・口座の種類誤り(普通・当座)・口座番号記載誤り ※インターネット銀行は金融機関登録が不可能です。